

佐渡市立両津病院 看護管理者のマネジメントラダー

レベル・定義		I〔看護主任〕 自部署の看護管理者とともに看護管理を実践できる	II〔看護師長〕 自部署の看護管理を実践できる	III〔副看護部長〕 トップマネジメントを担う一員として看護管理を実践できる	IV〔看護部長〕 病院全体の管理・運営に参画するとともに地域まで視野を広げた看護管理を実践できる
能力・定義	組織管理能力 組織の方針を実現するために資源を活用し、看護組織をつくる力	<ul style="list-style-type: none"> ●自部署の方針の策定に参画し、自部署全体に浸透させることができる ●経営的な視点をもって自部署の人的資源、物的資源、経済的資源、情報資源を把握することができる ●個々のスタッフの立場や意見を理解し、反応を予測しながら調整・交渉することができる ●自部署の作業環境において、業務上の危険要因を把握し、予防と対策を提案することができる ●自部署のスタッフが倫理的感受性を高められるよう支援することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護部門の方針を理解した上で、自部署の方針を策定し、自部署全体に浸透させることができる ●経営の視点をもって自部署の人的資源、物的資源、経済的資源、情報資源を評価し、整備することができる ●必要な根拠を客観的に示しながら他部署・他部門と調整・交渉することができる ●自病院が地域の医療資源のひとつであると理解し、施設外の関係者と連携することができる ●自部署における業務上の危険要因への予防と対策を行い、スタッフが自分自身の健康を大切にするための働きかけができる ●スタッフが自部署の倫理的課題を日常的に議論できるような組織文化をつくることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護部門の方針の策定に参画し、看護部全体に浸透させることができる ●経営の視点をもって各部署の人的資源、物的資源、経済的資源、情報資源の整備を支援し、看護部門の資源整備と運営に参画することができる ●あらゆる状況において、組織内外の関係者と調整・交渉することができる ●自病院内及び地域におけるネットワークを意図的かつ計画的に構築することができる ●看護部門における業務上の危険要因への対策や健康づくりの仕組みを構築し、スタッフが健康で安全に働けるよう環境を整備することができる ●看護部門において倫理的課題を日常的に議論できるような組織文化をつくることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自病院の管理・運営に関するミッションに照らして課題を明確にし、病院経営陣の一員として改善策を考え、行動することができる ●人的資源、物的資源、物的資源、経済的資源、情報資源を整備し、運営することができる ●あらゆる状況において、組織内外の関係者と調整・交渉することができる ●自病院内及び地域におけるネットワークを意図的かつ計画的に構築することができる ●病院経営陣の一員として病院全体の業務上の危険要因への対策を講じるとともに、自病院のすべてのスタッフの健康づくりの支援に参画することができる ●自病院において倫理的課題を日常的に議論できるような組織文化をつくることができる
	実践例	<ol style="list-style-type: none"> ①病院・看護部の目標をスタッフに浸透する ②部署の目標設定の計画立案に参画する ③看護単位の運営方針を基に、支援を受けながら管理する ④支援や相談を受けながら、適切に経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報・時間)を活用する。 ⑤看護観、倫理観に裏付けられた信念・良心に基づき、一貫した言動を取る 	<ol style="list-style-type: none"> ①部署のビジョンをスタッフに明確に示す ②看護部の目標設定に参画する ③病院・看護部の目標をスタッフに振動する ④部署の目標設定の計画立案をする ⑤看護単位の運営方針を基に発展的な管理をする ⑥適切に経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報・時間)を活用する ⑦看護部外の組織活動に参画する 	<ol style="list-style-type: none"> ①看護部の目標設定の計画を考え、看護部長に提案する ②中長期的な展望を持ち、師長に病院・看護部の方針を浸透する ③各看護単位の運営状況を確認し、サポートをする ④院内外の組織活動に積極的に参画する ⑤病院の施策・運営に参画し、看護部長にサポートをする 	<ol style="list-style-type: none"> ①看護部のビジョンを明確に示す ②看護部の運営方針を示し発展的な看護管理を行い、病院経営に貢献できる ③院内外の組織活動に積極的に参画し、看護協会に施策を提言する
質管理能力 患者の生命と生活、尊厳を尊重し、看護の質を組織として保証する力	行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ●看護に関するデータの中から自部署の看護実践の改善に必要なデータを選別することができる ●自部署の看護実践の改善に向けてスタッフを主導することができる ●自部署の手順・基準などの見直しを提案することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自部署の看護実践についてデータを活用して可視化し、評価・改善することができる ●自部署の手順・基準などを整備し、標準化・効率化を推進することができる ●個々のスタッフの看護実践能力を考慮した勤務体制をとり、看護の質を保証することができる ●自部署のケアの質保障のためにスペシャリストの活動を推進することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自病院の看護実践についてデータを活用して可視化し、継続的に評価するシステムを構築することができる ●各部署が看護実践を継続的に評価・改善できるよう支援することができる ●適切な人的資源を確保し、看護の質を保証することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自病院の看護実践についてデータを活用して可視化し、継続的に評価するシステムを構築することができる ●地域全体で継続的に看護の質を保証するための方策の立案・実施に参画することができる
	実践例	<ol style="list-style-type: none"> ①自らがロールモデルとなり看護実践する ②支援を受けながら自部署の看護の現状を分析し、看護の質向上へ改善策を提案する ③基準・規定通りに行動できているか確認・指導する ④顕在化していない顧客ニーズも把握し対策を考え、上司と共に実現している 	<ol style="list-style-type: none"> ①自部署の質評価・改善を主任ができるように支援する ②自らも自部署の質評価・改善をする ③看護部での質評価・改善を提案する ④基準・規定通りに行動できているか確認・指導し、必要時改訂する ⑤先見性を持ち、より高い満足を得るために対策を取る 	<ol style="list-style-type: none"> ①師長が自部署の質評価・改善をできるように支援する ②看護部内の質評価・改善をする ③病院内の質評価・改善を提案する ④基準・規定通りに行動していることをモニタリングし、師長を指導する ⑤先見性を持ち、より高い満足を得るために対策を取る 	<ol style="list-style-type: none"> ①師長が自部署の質評価・改善をできるように支援する ②看護部内の質評価・改善をする ③病院内の質・改善をする ④基準・規定が遵守できていない部署を把握し、監督する ⑤先見性を持ち、より高い満足を得るためのプロセス及び成果を監督する

レベル・定義		I〔看護主任〕 自部署の看護管理者とともに看護管理を実践できる	II〔看護師長〕 自部署の看護管理を実践できる	III〔副看護部長〕 トップマネジメントを担う一員として看護管理を実践できる	IV〔看護部長〕 病院全体の管理・運営に参画するとともに地域まで視野を広げた看護管理を実践できる
能力・定義	行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ●自部署のスタッフを育成する体制を整備することができる ●スタッフの看護実践能力を把握し、個々の目標達成に合わせた支援・動機づけをすることができる ●外部からの実習・研修の受入れに際し、学習環境を教員などと調整することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●個々のスタッフのキャリア志向を把握し、計画的な指導・助言によりキャリア発達を支援することができる ●個々のスタッフの能力や可能性を見出し、機会や権限を与え、成長を支援することができる ●外部からの実習・研修を受入れるための自部署での指導体制を構築することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護部門のスタッフを育成する体制を整備することができる ●地域で必要とされる人材の育成に参画することができる ●看護管理者に対して、管理者としての成長を支援することができる ●外部からの実習・研修の受入れに際し、教員などと課題や方針を共有し、看護部門における指導体制を構築することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自病院の人材育成に関する方針を策定することができる ●地域の看護人材の育成に関する課題を明確にし、その課題を踏まえた育成方策の立案及び育成の支援を行うことができる ●外部からの実習・研修を受入れるための自病院の体制を整備することができる
	実践例	<ol style="list-style-type: none"> ①自部署の教育計画を企画・運営する ②スタッフの学習ニーズ・教育ニーズを把握し、支援する ③スタッフの目標達成を支援する ④スタッフ間の人間関係を調整が必要な場合、その情報を師長に報告する ⑤関係部署と良好なコミュニケーションを取る ⑥相手の要求を理解し、意見を述べ、上司に報告・相談する 	<ol style="list-style-type: none"> ①自部署の教育計画の企画・運営について主任を指導する ②スタッフの学習ニーズ・教育ニーズを把握し、支援する ③主任の育成をする ④主任への適切な権限委譲をする ⑤個々の能力を引き出し、キャリア支援する ⑥スタッフの目標達成を支援する ⑦看護部内のスタッフの育成を支援する ⑧スタッフの意見を傾聴・共感する ⑨看護部内外のコンフリクトマネジメントをする ⑩関係部署と良好なコミュニケーションを取る ⑪相手の要求を理解した上で、合意形成する 	<ol style="list-style-type: none"> ①各部署の教育計画の運営について師長を指導する ②師長・主任の個々の能力を引き出し、キャリア支援する(発達と開発を含む) ③師長・主任の目標達成を支援する ④師長・主任の意見を傾聴・共感する ⑤看護部内外のコンフリクトマネジメントをする ⑥院内外と良好なコミュニケーションを取り、関係を構築し維持する 	<ol style="list-style-type: none"> ①師長・副看護部長のキャリアの支援をする ②師長・副看護部長の目標達成を支援する ③師長・主任の意見を傾聴・共感する ④院外施設とのコンフリクトマネジメントをする ⑤院内外と良好なコミュニケーションを取り、人脈につながる関係を築き維持している
人材育成能力 将来を見据えて看護人材を組織的に育成、支援する力	行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ●未然防止や再発防止の視点をもって業務プロセスを見直し、部署内の改善を徹底することができる ●事故や問題が発生した際、支援を受けながら経過に即した対応策を考え、スタッフが院内の対応策に則り行動するよう指揮することができる ●災害時に行動できるように、自部署の患者とスタッフの安全を確保するための対応策を立案し、災害発生に備えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自部署に関連する事故や問題のリスクを分析し、予防策を講じることができる ●自部署における安全文化の醸成をはかることができる ●事故や問題が発生した際、自部署の対応策を判断しマネジメントすることができる ●自部署で発生した事故や問題の原因究明を行い、再発防止策を立案し、継続的にモニタリングすることができる ●災害時に行動できるように、自部署の患者とスタッフの安全を確保するための対応策とスタッフへの教育を行い、災害発生に備えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護部門に関連する事故や問題に対して、リスクを分析し、予防および再発防止のための対応策を立て、実施に向けて各部署への支援・実施状況の評価をすることができる ●看護部門に関連する事故や問題が発生した際、重大性や影響を踏まえて対応するとともに、当該部署が機能するために支援することができる ●自病院における危機管理のための体制整備に参画することができる ●災害時に行動できるように、地域における自病院の役割を把握し、災害発生時に限られた資源で遂行できるよう看護部門の対応策を立案し、災害発生に備えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護部門に関連する事故や問題に対して、リスクを分析し、予防および再発防止のための対応策を立て、実施に向けて各部署への支援・実施状況の評価をすることができる ●自病院における危機管理のための体制整備に参画し、重大事故が発生した際には、危機管理の責任者とともに組織としての対応方針の決定に参画することができる ●災害時に行動できるように、地域における自病院の役割を把握し、災害発生時に限られた資源で遂行できるよう自病院の対応策を立案し、災害発生に備えることができる ●地域全体のリスクを関係各所と共有し、危機管理のための対策の立案・実施に参画することができる
	実践例	①自部署の安全管理を上司と共にする(感染、医療、災害)	①安全管理をする(感染、医療、労務、災害)	①各部署の安全管理状況を確認し指導する(感染、医療、労務、災害)	①各部署の安全管理確認し監督する(感染、医療、労務、災害)
政策立案能力 看護の質向上のために制度・政策を活用及び立案する力	行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の医療制度・政策に関する動向を情報収集することができる ●既存の医療制度・政策について課題意識を持つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自部署の看護の質向上に既存の制度・政策を活用することができる ●医療の動向を踏まえ、制度改正などへの対応を事前に準備することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●看護の質向上に向けて、各部署が既存の制度・政策を活用できるよう支援することができる ●看護の質向上のために有効な制度改正・制度の提案を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の制度・政策を活用し、自病院及び地域の課題解決を図ることができる ●職能団体や行政機関などと協働し、地域の看護の質の向上に向けた事業化を進めることができる ●制度改正・制度の提案に向け、必要な関係者に働きかけることができる
	実践例				
創造する能力 幅広い視野から組織の方向性を見出し、これまでにない新たなものを創り出そうと挑戦する力	行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ●慣習にとらわれず、新たな看護サービスの提供方式・方法を提案することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな看護サービスの提供方式・方法を創造し、スタッフとともに実現に向けた行動をとることができる ●地域に共通の保健医療福祉サービスの課題を想定し、課題解決に向け調整することができる ●医療・看護の動向や地域の看護ニーズの変化を予測して対応することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・看護の動向や地域の状況などを踏まえ、新たな看護サービスの提供方式・方法を創造することができる ●地域のニーズを把握し、必要な看護サービスを他施設の看護管理者と協働して整備するための方策を提案することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療・看護の動向や地域の状況などを踏まえ、新たな看護サービスの提供方式・方法を創造し、主導することができる ●地域のニーズを把握し、必要な看護サービスを他施設の看護管理者と協働して整備することができる
	実践例				